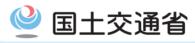
# 技術規制の見直しのフォローアップについて

国土交通省 航空局 令和3年3月



# 技術規制の見直しの背景と経緯



### 背景

- 平成23年12月より、「安全に関する技術規制のあり方検討会」において、航空会社からの技術規制のあり方に関する要望を 検討し、平成24年6月に報告書をとりまとめ
- ➤ その後、LCCの本格参入、訪日外国人旅客の増加、航空機整備事業の規模の拡大等、新たなニーズが生じている可能性があることから、平成28年4月~5月、8月~9月の2回にわたって新規参入者を含めた幅広い航空関連事業者から技術規制の見直し要望を募集
- ▶ 交通政策審議会航空分科会技術・安全部会に設置した「技術規制検討小委員会」において、これらの要望について検討し平成 29年8月に同部会で報告書をとりまとめ

#### 小委員会委員

荒木 由季子 (株)日立製作所

理事 CSR・環境戦略本部 本部長

<u>井川 勇喜夫</u> (公財)航空輸送技術研究センター

常務理事 技術部長

井上 伸一 (公社) 日本航空機操縦士協会

副会長

大上 二三雄 エム・アイ・コンサルティンググループ (株)

代表取締役

工東 信郎 (公社)日本航空技術協会

常務理事 総務部長

鐘尾 みや子 (一社)日本女性航空協会理事長

鈴木 真二 東京大学大学院工学系研究科 教授【委員長】

戸崎 肇 首都大学東京 教授

平田 輝満 茨城大学工学部都市システム工学科 准教授

松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部 教授

(50音順、敬称略)

#### これまでの経緯

平成28年 3月31日 第6回技術・安全部会(要望募集を報告) 4月~5月 1次募集(安全担当部門宛) 8月 9日 第7回技術・安全部会(小委員会を設置) 8月~9月 2次募集(経営・企画部門宛) 9月 5日 第1回小委員会(委員長の選任、進め方の確認) 平成29年 3月 6日 第2回小委員会(3WGの設置) ~6月 6 ⊟ 運航・安全管理WG、製造・検査・整備WG、 乗員WGにおいて個別項目の審議 第3回小委員会(各WGでの検討結果報告、 6月19日

6月30日 第4回小委員会(報告書案のとりまとめ)

8月 2日 第9回技術・安全部会(報告書のとりまとめ)

平成30年

3月29日 第11回技術・安全部会(報告書のフォローアップ)

重点項目、とりまとめの方向性について議論)

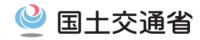
平成31年

3月29日 第12回技術・安全部会(報告書のフォローアップ)

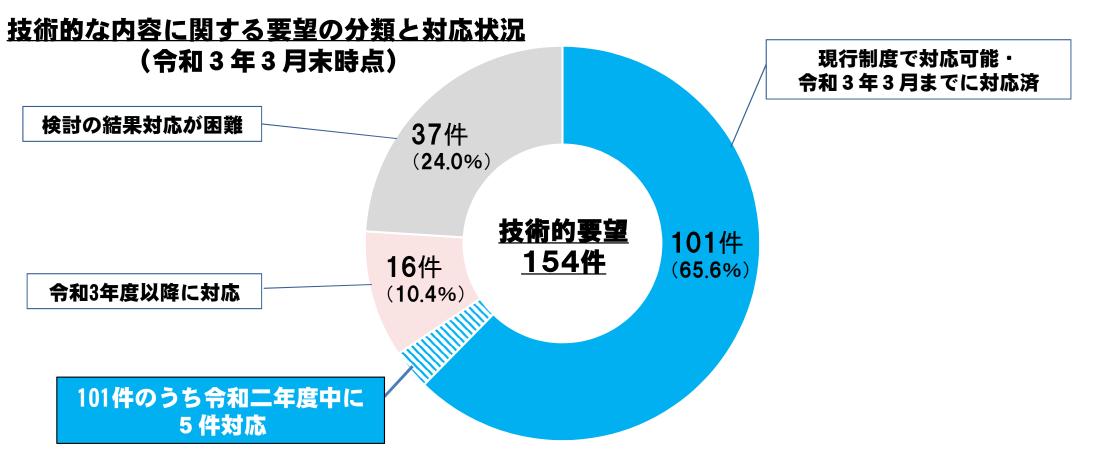
令和2年

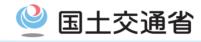
5月22日 第13回技術・安全部会(報告書のフォローアップ)

# 要望についての対応状況①



- 報告書において、航空局で検討した技術的な内容に関する要望154件のうち、4分の3以上である 117件について対応済又は対応を行うこととした。
- 昨年のフォローアップまでに96件について対応済。さらに令和二年度に5件対応し、現時点で合計で101件に対応済。また、16件について引き続き検討中となっている。(令和3年3月末時点)。
- 次年度で報告書の取りまとめから5年となることを受け、検討中となっている16件について、要望 事項や取組状況について、令和3年度中に精査することとする。





## 令和2年度に対応した要望(5件)

- ①航空安全情報管理・提供システム (ASIMS) について
- ②外国製特定救急用具の検査
- ③国土交通大臣が指定する範囲 内の機長について
- ④社内機長初回認定を行う指定 本邦航空運送事業者の取扱い
- ⑤社内機長初回認定を行う査察 操縦士の取扱い

## 令和3年度以降も引き続き検討する要望(16件)

- ①ビジネスジェットのオンデマンドチャーターに係る運航管理者配置基準の見直し
- ②義務報告の項目の削除、統 合的分析体制の構築
- ③安全管理の講習会について
- ④外国の航空運送事業者から のウェットリース要件の緩 和
- ⑤制限区域内における車両の 自動運転化について
- ⑥ライトスポーツ航空機の飛行範囲の拡大
- ⑦修理品への予備品証明のみ なしについて
- ⑧海外での整備委託先の要件 について
- ⑨海外認定事業場の手続

- ⑩耐空類別がN類(最大離陸 重量5700kg以下の普通の飛 行に適する飛行機)の機体 における定期運送用操縦士 の実地試験について
- ⑪指定養成施設の教育
- ⑩航空従事者養成施設の指定 の基準について
- ③海外の模擬飛行装置の認定
- ④自家用操縦士の航空身体検 香証明について
- ①現在の加齢乗員(60歳以上の操縦士)の年齢上限の技 量及び医学的な知見に基づ き68歳未満から70歳未満に 引き上げ
- 16型式限定変更時の試験科目 等の省略

※全件の個票等詳細は参考資料を参照

# ビジネスジェットに係る運航管理者配置基準の見直し(緩和)



## これまで

- ●航空運送事業の航空機の運航管理は、国土交通大臣の行う<u>運航管理者</u> 技能検定に合格した者(以下「技能検定 合格運航管理者」)が実施することが必要。
- ●一方、本基準は、定期的に運航を行う大型機を念頭においたものであるため、 比較的小型で一定の運航形態にあて はまるビジネスジェットにとっては緩和の 余地がある。

一律の配置 基準見直し



要件を緩和

## 対応の概要(4月頃公布・施行予定)

- ●不定期なオンデマンドチャーター運航を行う 比較的小型のビジネスジェットを、<u>技能検定</u> 合格運航管理者が必要な航空機から除外。 【航空法施行規則第166条の6の改正】
- ●上記航空機の運航管理については、<u>国に</u> 認可された各社の運航規程に基づき、自社 内で必要な知識及び技能を有するよう教 育・訓練した者が行うことができることを規定。 【運航規程審査要領等の改正】

# 事業規模・形態に応じた柔軟な人材の育成・任用が可能に







技能検定合格運航管理者が不要となるビジネスジェット※の例

(参考) 引き続き技能検定合格運航管理者の 配置が必要な航空機の例

#### 技術的な内容に関する要望が応状況等

[対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:平成30年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

## 参考資料

番号	要望事項	現状と要望内容	諸外国の制度 等参考情報	力块			要望者
E E	定時 険等の 科の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【現状】 ●定期運送用操縦士として航空機を操縦する場合には、運航する航空機型式に応じた試験を受け、型式限定を受けなければならない。(航空法第25条) ●また、現在有している航空機型式以外の型式限定を受ける場合には、新たに限定を受けようとする航空機型式に応じた試験を受け合格する必要があるが、その際、移行する型式の特性について航空機メーカーの技術資料等をもとに検討の上、実施する試験科目を省略できる。 【要望内容】 ●新型式の機材導入(エアバスA380)にあたり、既にある同一メーカーの極めて類似した機体の型式限定を有する者については、型式限定変更時の実地試験科目を省略してほしい。			料や欧米当局の基準を参考にし、変更する型式の特性等を踏まえ、試験科目の省略についての検討を進める。	●平成30年度に型式移行訓練・審査が実施されたA380について、A320からの移行では、設計国の欧州でも試験科目を省略した試験は実施されていないことを参考に、我が国でも科目を省略しない判断とした。ただし、科目内容の一部について、型式の特性も踏まえて見直した。 ●類似型式間の型式移行訓練・審査の効率化については、令和2年度に実施している操縦士訓練要件の評価・審査手法に関する調査結果も踏まえ、引き続き検討を進める。	全空輸

#### 技術的な内容に関する要望が応状況等

[対応分類]A:現行制度で対応可能/B1:平成29年6月末までに対応済/B2:平成29年度内に対応/B3:<mark>平成30年度以降に対応</mark>/C:検討の結果対応が困難

## 参考資料

番号	要望事項	現状と要望内容	諸外国の制度等参考情報	分類	対応の方向性	対応状況等(令和3年3月末時点)	要望者
2	義務報告の項目の削除、統合的分析体制の構築	【現状】 ●航空法第111条の4において、事故が発生した場合や事故が発生するおそれがあったときに、国土交通大臣に報告をしなければならないこととされており、報告された事故等については、航空局において定期的に統計分析を行い、結果を公表している。 ●しかしながら、以下の点について検討すべき事項がある。一公表されているデータでは、詳細が確認できないため、航空事業者が自ら多面的な分析を行うことが困難である。一発生した事故等がヒューマンエラーに起因する場合、エラーした個人への教育等が実施されることもあり、発生が未然に防止された事例や義務報告の対象であるか否かが微妙な場合に、機長が報告に消極的となるおそれがある。一また、義務報告の範囲が広範なため、大半の事例が義務報告となり、自発報告として航空安全情報自発報告制度(VOICES)に投稿される対象が限定的となっている。 【要望内容】 ① ●自発報告が十分に行われていないため、安全推進活動がヒヤリハット情報等を活用した未然防止対策ではなく、実際に発生した事故等の再発防止中心となっている。そのため、義務報告の項目を、事故や重大インシデントに直結する事態に留め、それ以外の事態に関しては自発報告としてVOICESに投稿する仕組みとする。 ② ●自発報告に関しては、ヒューマンエラーに関する事態も秘匿化されるため、エラーした個人への教育等に至ることがなく、報告することにインセンティブが働くこと期待される。VOICESに投稿されたデータに関しては匿名化されているため、参加する航空事業者が自由に関覧、分析を行える体制とし、個社の傾向をベンチマークすることにより、有効な未然防止や予測対策に活用する。 ③ ●分析の結果として、改善すべき対象者が航空事業者、管制機関、空港等にまたがるケースがあるが、関連者が一堂に会して恒久対策と立てる仕組みがない。VOICESの分析委員会に、実効性のある組織を参加させ、認識された問題に早期に対応を取る体制を構築する。		①A ②A ③B3	の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、国によるリスク管理に必須な情報を収集している。現行制度において義務報告の対象としている事項をその対象から外すことは、安全の観点から望ましいことではないと考える。なお、リスク評価の結果、必要でないと認識された事項については義務報告の対象から外すなどの対処をしていることから、対象事項に関して周知を行い、関係者の理解を深めていきたい。②  ●VOICESへの報告は、匿名化されたものが「FEEDBACK」という刊行物によって公開されており、関係者が自由に閲覧可能である。 ③ ●VOICESの分析委員会による検討に基づき、航空安全当局に対して提出された提言は、これま	① ●義務報告制度は、航空事故等その他の航空機の正常な 運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に 分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び 予防的対策の実施に役立てるため、国によるリスク管理に 必須な情報を収集している。現行制度において義務報告 の対象としている事項をその対象から外すことは、安全の 観点から望ましいことではないと考える。なお、リスク評価 の結果、必要でないと認識された事項については義務報 告の対象から外すなどの対処をしていることから、対象事項に関して周知を行い、関係者の理解を深めていきたい。 ② ●VOICESへの報告は、匿名化されたものが「FEEDBACK」という刊行物によって公開されており、関係者が自由に関 覧可能である。 ③ ●R2年度には、シンガポールやオーストラリアにおける自発報告報告制度を調査し、我が国において自発報告をさら に活用することの重要性について再認識した。、また、来 年度より自発報告を含む安全報告システムの性能向上に より、自発報告の有効活用が期待されるところ、さらなる体 制構築を引き続き検討していきたい。、	

12	航空安全情報管理・提供システム (ASIMS)について	【現状】 ●安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。 ●ASIMSシステムによる報告を行う場合は、当該システムに接続した際のウェブ画面上の報告様式に従って記載することとなっている。 【要望内容】 ●耐空性改善通報(TCD)の確認、必要事項の入力作業、不具合の発生等により、システムが使いづらい。 ●想定する対応策としては以下のとおりである。 —ASIMSシステムの更新、新構築 —情報検索機能の強化 —システム情報の強化 —システム情報の共有および有効活用化 —サーバーサービスレベルの改善 —公開情報範囲の拡大	●FAA:AVIATION SAFETY INFORMATION ANALYSIS AND SHARING (ASIAS)により報告  : ●EASA:Website Aviation Safety Report により報告	ВЗ	●ASIMSのシステム改修・更新については予算確保等も必要なことから、早急な対応は困難なものの、今後検討していく予定である。 ●改修・更新を行う際には利用者の意見を聴取する予定である。	●意見等も参考の上、各種の制約から段階的ではあるもの次期システム(ASICSS)の改修を行い、次期システムの利用を令和3年3月末から開始した。(措置済み)	ピーチ・ アビ エーショ ン
14	安全管理の講習会について	【現状】 ●航空分野における安全管理について、規制当局側の方針、考え方、業務提供者に対して期待すること等の情報が少ない。 【要望内容】 ●定期的に講習会等を実施頂けると大変助かります。特に、上記の様な内容を含んだ定期講習会等が開催されると、社内への制度落とし込みの改善や教育の厚みが増すなど制度の目的である航空機運航の安全性向上の効果も上がると考えられる。		В3	あり時間を要するが、海外における安全管理に		三菱重 エンジン
21	外国の航空運送事業者からの ウェットリース要件の緩和	【現状】 ●ウェットリースとは、受託者の管理下にある航空機・乗員を用いて、運航及び整備に関する業務並びにその管理を一括して受委打る場合には、業務の管理の受委託の許可が必要とされている。(航空法第113条の2) ●業務の管理の受委託の許可については、通達「業務の管理の受委託の許可については、通達「業務の管理の受委託の許可については、通達「業務の管理の受委託の許可実施要領」(平成12年1月)及び通達「運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針」(平成14年6月)に定められている委託者及び受託者の要件、運航管理施設等の検査基準、外国政府による安全性の監督にかかる要件等に適合する必要がある。 ●「運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針」により、外国の航空運送事業者からのウェットリースは、貨物運送事業に限定されている。 【要望内容】 ●現時点では具体的な事業計画があるわけではないが、季節や祝祭日などの違いから、日本が航空の繁忙時期であっても、他国に拠点を置く外国のグループ会社では、機材及び乗員の稼働に余裕がある場合が想定されるため、外国の航空運送事業者からの旅客運送事業によるウェットリースを認めてほしい。		В3	のウェットリースについては、客室内における安 全確保の要件をすべて本邦航空運送事業者並		スター・ ジャパ ン

29 ビジネスジェットのオンデマンド チャーターに係る運航管理者配置 基準の見直し	【現状】 ●航空法施行規則第166条の6において、最大離陸重量が5.7t超える飛行機等を使用して行う航空運送事業の運航管理は、国土交通大臣の行う運航管理者技能検定に合格した者が実施することが必要。 【要望内容】 ●不定期なオンデマンドチャーターの場合、人材の育成・任用をその事業規模・形態に応じて柔軟に行うことが重要であるが、当該運航の運航管理者については国の技能検定に合格した者の配置が求められており、それらが困難な状況。 ●小型機のオンデマンド・チャーター運航の運航管理者については、米国と同様に自社での育成・任用等を認めて欲しい。	書1に規定される運航管理者の要件を満足することが求められている。(ICAO Annex 6 Part I Chapter.10 10.1, 10.2)  ●米国における小型機によるオンデマンド・チャーターの運航管理者は、ライ	様に、小型機によるオンデマンドチャーター運航 を行う航空運送事業者においても、自社の中で	令和3年2月10日より、航空法施行規則改正のためのパブリックコメントを開始した。 リックコメントを開始した。 関連通達の整備も含め、令和3年4月頃の公布・施行を目標に対応を進めている。	日本ビジネス協会

	制限区域内における車両の自動運転化について	<ul> <li>●車両の自動運転に係る規定は定めていない。</li> <li>【要望内容】</li> <li>●空港内制限区域における無人運転・自動走行の許可、サポートするためのビーコン等通信関連機器設置の許可、衝突防止装置搭載による安全確保、自動走行車専用レーンの設置、新しい技術の導入認可、空港内検証プロセス等のルール化</li> <li>●規制を緩和頂き、現在有人によるトーイングタグ車の運転につき一定の施設・車輛装備品要件が整うことで、自動運転化を進め、安全性を担保できると確認・判断できる場合には、無人での走行を実現したい。</li> </ul>		ВЗ	発動向を踏まえ、関係者間で導入のための対策を検討する。	現に向けた検討委員会」において、航空会社等とともに検討を継続。	空
50	ライトスポーツ航空機の飛行範囲の拡大	●主に航空愛好家等により組み立てられレジャー目的で使用されているライトスポーツ航空機(LSA)は、通常の航空機と比べてその構造が簡易であるため通常の航空機の安全基準を適用せず、その機体に応じた最低限の安全要件(機体の安全性、操縦者の技量等)を満た	在議論中。	В3	●現在小型航空機等については、事故・重大インシデントが自立って発生している状況を踏まえ、総合的な安全対策を検討しているところである。 当該許可のあり方についても現在の検討状況を踏まえ、検討を進める。	●国際的な状況や小型航空機等に係る安全推進委員会 における総合的な安全対策の検討等を踏まえ、我が国の 制度のあり方について検討を進めていく。	エクス タル機 盟
54	修理品への予備品証明のみなしについて	【現状】 ●予備品証明は、航空機の安全性に大きな影響を及ぼす一定の修理又は改造をする時に行われる国の修理改造検査を免除するための制度であり、発動機、プロペラ等の重要装備品の交換作業時に、当該重要装備品が適切なものであることについて、あらかじめ国の予備品証明を受けていれば、修理改造検査は受けなくてよいこととされている。(航空法第16条、第17条) ●また、新規に製造された重要装備品(以下、「新規製造品」という。)であって、有効な輸出耐空証明書が添付されているものについては、予備品証明を受けたものとみなすことができる。(航空法第17条第3項、航空法施行規則第30条の2) ●一方、修理された重要装備品(以下、「修理品」という。)については、現在、航空法施行規則第30条の2第2号が適用される相互承認協定を締結した国がないため、予備品証明を受ける必要がある。 【要望内容】 ●修理品は、新規製造品と異なり、予備品証明のみなしの対象とはなっておらず、予備品証明検査を受ける必要があるため、迅速な部品手配に支障をきたしている。 ●修理品も、予備品証明のみなしの対象としてほしい。	●欧米では、修理された装備品に対しても、国が能力を認定した者による検査・証明が行われ、証明書が発行されていなければ、当該装備品を航空機に装備してはならない。(FAR Part 43.5,43.7, EASA Part 145.A.50)	ВЗ	●修理を行った装備品については、現行制度においても、欧米と同様、航空法第20条の規定に基づく事業場認定を受けた国内外の装備品事業者が基準適合証を発行した場合には、予備品証明検査は不要としているところ。 ●今後、外国の認定を受けた整備組織(認定事業場)が基準適合証を発行した修理品についても予備品証明検査を不要とするため、引き続き欧米との間で相互承認の協議を進めていく。	●シンガポールについて、平成31年1月航空当局間で整備分野のBASA締結向けた協議を開始することに合意し、令和2年3月に締結したところ。  ●引き続き欧米等との間で整備分野の相互承認の協議を進めていく。	川崎重 工業 スカイ マーク

74 海外での整備委託先の要件に	●航空運送事業の用に供する一定の航空機については、当該航空機について整備又は改造を行う場合には、航空機整備改造認定事	●諸外国においては、外国の認定を保 有する者を運航整備委託先とするため には、整備分野のBASAを締結した後		●海外での就航先における運航整備委託先について、当該国との間で整備分野におけるBASAを締結することにより、我が国の認定の取得が簡便	●引き続き欧米等との間で整備分野の相互承認の協議を 進めていく。	ジネス 航空協
	業場による確認を受けなければ、航空の用に供してはならないこととされている。(航空法第19条第1項)  ●航空運送事業機以外の航空機の場合、整備実施後の航空機の耐空性の確認は、我が国によりその能力について認定を受けた事業場又は我が国の有効な資格を有する整備士が行うことが求められている。(航空法第19条第2項)  【要望内容①】 ●国際路線の新規開設に当たり、海外の就航予定地において我が国の航空機整備改造認定を有する整備事業計画推進上の障害となる場合がある。就航予定地に当該認定事業場がない場合には、候補者を探して当該認定を取得させる必要があるため取得までに相当な時間を要したり、先方にその意思がなければ、就航を断念せざるを得なかったりする場合がある。  ●FAA又はEASAの認定を保有する整備事業者を運航整備委託先とすることを認めてほしい。  【要望内容②】	に整備施設を相互認定するのが一般 的である。	вз	締結することにより、我が国の認定の取得が簡便となる。  ●現在、米国やカナダとの間で整備施設分野へのBASA拡大に係る協議を、また、欧州とも整備施設も含めたBASAの締結に向けた協議をそれぞれ実施しており、交渉成立に向けて引き続き取り組む。  ●なお、就航予定地に我が国の航空機整備改造設定事業場がない場合でも、就航先において整備士による定例整備が不要な場合には、本邦内の認定事業場からの派遣による認定業務の実施が認められており、就航は可能である。		会パニラエア
	●日本籍機が海外に飛行し、外国で機材故障が発生した際の修理の実施や耐空性確認は、(我が国の認定を取得していないが)当該国の承認を受けている者による実施は認められていないため、運航者自らが有資格者等を確保しなければならず負担である。 ●整備の実施及び整備実施後の航空機の耐空性の確認等に関しては、基準適合性を確認する者の選択肢の拡大等、より柔軟な対応を認めてほしい。					
80 海外認定事業場の手続	【現状】 ●認定事業場の新規および更新手続の手数料については、政令(航空法関係手数料令)で定められており、その支払い方法については、通達「事業場認定の一般方針」の中で収入印紙を申請書に添付して提出することが規定されている。 【要望内容】 ●高額収入印紙は郵便局での取扱しかなく、本邦に支店・代理店等を有さない(海外の)事業者は、来日するか、本邦のエアラインに委託して購入している。また、高額印紙を貼付した申請書類を提出するにあたっても、郵送は抵抗があるため、直接来日するか、本邦のエアラインに委託せざるを得ない。 ●認定事業場の新規および更新手続の手数料について、電信為替やクレジットカード等による支払いを可能としてほしい。		ВЗ	下、行政の効率化を図り各種の行政手続の電子 化・ワンストップ化を進めるため、平成17年から平	●関係部局と連携し、当課の各種手続きについて「国土交通省オンライン申請システム」を利用したオンライン化を検討しており、認定事業場の新規及び更新に関する手数料納付もオンライン化に向けて調整を進めているところ。	日空 ピーティー・ロック 日空 ピーティー・ション

	2 外国製特定救急用具の検査	【現状】  ●航空法規則第150条により、航空機には救急用具の装備が義務づけられており、そのうち、非常信号灯や救命胴衣、救命ボート等の特定救急用具については、航空法規則第152条により、国土交通大臣の検査に合格したものでなければならないこととされている。  ●ただし、航空法規則第152条ただし書きの規定により、特定救急用具の型式承認を得たものにあっては、この限りではないとされている。(航空法規則第150条、第152条)  【要望内容】  ●外国製の特定救急用具について、航空機の型式証明の中で耐空性が確認され、機体の部品番号一覧(Illustrated Parts Catalogue)等の中で指定されているものについては、検査を不要としてほしい。		В3	承認では、製造国の証明等を示す文書の提出を 以て型式承認の検査やその提出書類の多くを省 略することにより、申請者の負担の軽減を図って いる。(通達「装備品等型式及び使用承認に係る 一般方針」)  ●ただし、国及び申請者双方の負担軽減のた め、更なる手続の緩和について、航空法施行規 則の改正も含めて引き続き検討する。	全委員会設置法の一部を改正する法律」により、特定教急 用具を含む全ての装備品等は、国が認定した事業場 (BASA締結国が認定した事業場を含む。)が製造、修理又 は改造をし、その耐空性を確認したものでなければならな いこととした。 これを受け、令和3年2月15日に公布された「航空法施行 規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運等に 関する法律施行規則の一部を改正する省令」により、国に よる特定教急用具承認制度(航空法施行規則第152条)を 廃止した(施行日は改正法の施行日と同日(令和4年6月1 8日))。 (措置済み)	チ・アビエーション
1100		●我が国の航空法において、構造上、その操縦のために二人を要する航空機等を使用して行う航空運送事業の機長には、定期運送用操	る制限は行っていない。	В3	要するN類の機体で、定期運送用操縦士の実地 試験を希望する者はいないと承知しているとこ る、要望の背景、詳細、定期運送用操縦士の実 地試験を希望する機体等について聴取の上、米 国等の諸外国の制度も参考にしつつ、要望事項		日子が統会

127 指定養成施設の教育	【現状】 ●指定航空従事者養成施設における教育を当該施設の所在地以外で行う場合には、それらの教育を行う施設等の所在地を明らかにする必要がある。(通達「航空従事者養成施設指定申請・審査要領(平成12年10月)」  【要望内容】 ●指定航空従事者養成施設内や訓練地等以外の場所での学習を指定養成施設の教育として認めて頂きたい。 ●航空会社の運航乗務員全員に携帯端末を貸与して、これを活用すれば、いつでもどこでも教育が行える環境を構築できる。 ●特定の場所以外での教育が認められれば、更に効率的な教育が実施可能である。	B3	いた個人学習を指定養成施設の教育の一部として認めようとする場合、実際に訓練生が当該学習	●指定航空従事者養成施設が導入を予定している教育形態において、集合教育と同等の教育効果を担保可能かど うか等について聴取、確認中であり、「航空従事者養成施 設指定申請・審査要領」へ反映し、改訂を検討中である。 ●来年度第1四半期の改正を予定。	
128 航空従事者養成施設の指定の基 準について	【現状】 ●航空従事者養成施設の指定の基準として、航空従事者養成施設指定申請・審查要領において、一定の教育実績を有していることなどが定められているが、当該教育実績を確認するために必要となる書類等が明確化されていない。 【要望内容】 ●指定航空従事者養成施設としての指定を受けるにあたって、教育実績を確認する際に必要となる書類を明確化してほしい。 ●これにより、指定航空従事者養成施設の指定を目指す養成機関において、審査を受ける上で教育実績に関する必要な記録を把握することが可能となり、前広に申請準備を行うことができる。	ВЗ			

132 海外の模擬飛行装置の認定	【現状】 ●操縦士の訓練に使用する模擬飛行装置の多くは海外で製造され、また海外の訓練施設等で利用されているものである。 ●こうした模擬飛行装置については、こういった国々において機器の認定を受けているにもかかわらず、本邦航空会社が法令に基づく訓練や飛行経験の充当に使用するには国土交通大臣による認定を受けることが求められており、これにより多くの手間がかかっている。(航空法施行規則第238条の2) 【要望内容】 ●米国FAAや欧州EASA加盟国等により認定を受けた模擬飛行装置については本邦独自の認定を受けなくてよい、又は書類審査等だけで比較的簡単に承認して欲しい。 ●FAAの基準と同一となるよう模擬飛行装置等認定要領及び同規則を改正し、相互認定をして欲しい。	の訓練や試験に利用できる機能性能を有しているかについて審査のうえ認定することが、国際的な取扱いとなっている。 ●他国の認定を自国の認定として認める手法(検査項目の一部省略も含む)としては、BASA及びその実施取決めを締結する方法があるが、これまでの米国との当局間会合では、BASAでカバーされることとなる模擬飛行装置の当場が少なく、BASAの締結よりも個別認定が妥当である旨の回答	В3		●FAAの認定に係る技術的データ等、航空局が入手できる情報を踏まえ、我が国の認定手続きをより簡便にできる具体的な制度内容の検討をさらに進めた。 ●令和2年11月11日付けで模擬飛行装置等認定要領細則の改正を行い、FAR Part 60 Change 2 と技術的要件の整合を行った。	日空日ジ航会ピアエン本 本ネ空 ービー
------------------	--	--	----	--	---	---------------------

138	自家用操縦士の航空身体検査証明について	【現状】 ●操縦士の技能証明を有する者は、その資格に対応した航空身体検査証明を有していなければ航空機の操縦を行ってはならないこととされている。 ●航空身体検査証明のうち准定期運送用操縦士は第1種航空身体検査証明書、自家用操縦士は第2種航空身体検査証明書の交付を受ける必要がある。(航空法第31条第3項、施行規則第61条の2第1項) 【要望内容】 ●准定期運送用操縦士の資格取得の課程において、先ず訓練生に自家用操縦士の資格を取得させ、その資格をもって実機訓練を行っているが、この段階では訓練生に第2種航空身体検査証明を受検させている。た記実機訓練を修了した後、准定期運送用操縦士の資格を取得することにより、第1種航空身体検査証明の対象となるため、この段階で第1種航空身体検査証明を受検させている。 ●第2種と第1種の2つのステップを踏まざるを得ないという状況となっていることから、自家用操縦士についても第1種航空身体検査証明を取得することが可能になるように制度改正をお願いしたい。	検査基準に適合しない場合に不要な 訓練費用の発生を防ぐため、飛行訓練 中の出来るだけ早い時期に指定的空 身体検査医の診察を受けるべきであ り、同様の理由で、航空運送事業の勤 務を目指す訓練生は、操縦士に必要と なる最上級の身体検査証明書を申請 すべきであるとされている。		明の適用基準の種別及び有効期間は、操縦士の 資格(定期運送用、事業用、准定期運送用、自家 用)に対応したものとなっており、我が国において も当該国際標準に準拠して設定しているものであ る。 ●提案のとおり、操縦士の資格に応じた種別以	●要望に対応するためには、国内規則の大幅な見直しと共に、国際標準との整合性についても慎重な検討が必要であり、一方で、准定期運送用操縦士を養成しているエアライン(2社)においても現時点では養成上の支障にはなっていないことを確認したことから、本件要望に対応した制度改正については、今後、更なる要望を踏まえて検討を進めることとしていた。 ●令和3年3月現在においても、エアラインから更なる要望はないものの、航空業界が置かれている現下の厳しい状況等に鑑み、引き続き准定期運送用操縦士の養成動向を注視しつつ、必要な検討を進めることとする。	空
140		【現状】 ●現在、通達「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準(平成12年1月)」において加齢乗員の年齢の上限が68歳未満と定められている。 【要望内容】 ●加齢乗員の年齢上限が68歳未満とされていることにより、将来に亘った運航維持能力の向上に限界があり、外国航空会社との競争及び我が国の成長戦略への寄与ができなくなることから、加齢乗員の年齢上限について、技量及び医学的見地に基づいて68歳未満から70歳未満に引き上げていただきたい。		В3	成26年7月の「乗員政策等検討合同小委員会と りまとめ」を踏まえ、「加齢航空機乗組員のあり方 検討委員会」を設置し慎重な検討を行った結果、	●68歳未満への年齢上限引き上げから6年経過しているが、今和2年度の調査では、65歳以上の加齢乗員が所属する航空会社は23社で13社で昨年より1社減つており、全乗員に占める割合も1.3%程度と昨年度と変わらず、実績が十分でないこと、また国際基準にも特段の変更が無いことから、次年度以降も加齢乗員の現状に関する調査を引き続き実施し、検証作業を重ねて行く必要がある。	空

L交通大臣が指定する範囲内	【現状】	●米国や欧州では、機長は航空会社		●国による機長の認定制度は、運航の安全の確	令和2年10月23日に「指定本邦航空運送事業者の指定要	日本
		の社内資格として位置づけられてお			領」の一部改正を行い対応済み。	空
	を有することについて、国土交通大臣の認定を受け、定期的に審査	り、航空会社内の有資格者が機長認		34年に制度化されたものである。	(措置済み)	
	を受けなければならない。	定を行える体制の構築が義務づけら				
		れており、「範囲内の機長」に関する制		●また、昭和46年には、機長に対する航空会社		
	●国土交通大臣の指定を受けた指定本邦航空運送事業者において	限はない。		の社内審査体制の充実に伴い、範囲内の機長や		
	は、国土交通大臣が定める範囲内の機長について、社内の査察操			定期審査を航空会社が行う制度が構築されるこ		
	縦士が機長の認定や定期審査を行うことができる。	※1:類似規程事業者:運航規程のうち		とになったが、航空機の安全運航の確保のため		
		オペレーションズマニュアルとして記載		に重要と考えられる部分については、国による機		
	●通達「指定本邦航空運送事業者の指定要領(平成12年1月)」にお			長認定が継続されているものである。		
	いて、国土交通大臣が指定する範囲内の機長が定められている。	る訓練及び審査方法等が類似するも				
		o		●指定本邦航空運送事業者における審査実績		
	●このうち、「類似規程事業者(※1)」および「準類似規程事業者(※			等を踏まえて、査察操縦士が審査を実施する範		
	2)」以外から出向復帰する場合は、指定本邦航空運送事業者の指			囲内機長の拡充を行ってきた。		
	定要領に定める範囲内機長とならないため、国(運航審査官)による					
	機長認定を受けなければならないこととされている。	Ø		●規程類に共通性のない事業者からの機長の出		
	F			向復帰については、安全運航に必要な知識・能		
	【要望内容】			力を有している航空機乗組員の場合でも、事業		
	●「類似規程事業者」及び「準類似規程事業者」以外から出向復帰す			者の定める規程が異なれば、訓練・審査・実運航		
	る場合は、指定本邦航空運送事業者の指定要領に定める範囲内機			における運航の手順や緊急対応が異なるという		
	長とならないため、国(運航審査官)による機長認定を受けなければ			観点から国で審査を実施してきたところである。		
	ならない。			• + + country   1/5 + + 2 country   5   1		
				●一方、査察操縦士が審査する範囲内機長は、		
	●ジェイエアから日本航空への出向復帰が年間約30件あり、運航審		B3	現状において初回機長認定まで実施できるように		
	査官の審査実施に係る調整を行ってきているが、1人でも多くの機長			なっている状況であることから、出向復帰を含め		
	認定を社内で実施できたほうがより効率的であるとの観点から、範囲の機関の第四について次のいずれたのような合えたものによれ			類似規程事業者等の取扱いについて検討すべき		
	内機長の範囲について次のいずれかのような検討をお願いしたい。			と考えることから、平成30年度末までに範囲内機 長のあり方を再検討する。		
	●機長の範囲に、類似規程事業者および準類似規程事業者以外か			大ののックを再検討する。		
	●俄長の配西に、類似現住事業有のよび学類似現住事業有以外がらの出向復帰を追加(同一型式、類似型式、類似型式以外それぞ					
	わ)し、杳察操縦士による社内機長認定で対応できるようにする。					
	れいし、 宜奈採拠上による性内依技能足で対心できるようにする。					
	●または、条件を限定して「過去に認定を受けていた型式への復帰」					
	のみ、機長の範囲に追加することを検討していただきたい。					
	000人人及及の非四に足がよりのことで、大部のでもできた。					
						1
						1
				1		

● 通過・指定を非正常を対象に変更を含ったといい。対象を対象によったといい。対象を対象によったといい。対象を対象によったといい。対象を対象によったといい。対象を対象によったという。 は、					
たない場合には30件)の型式与の社内機長初回認定の実施という。  (全型内容)  ● (国が年取以上の機長初回認定を実施する)という著作の適用が 除分されるまで、型式ごとに急促機長月稀密の人以上(単集者によ 必要となる。  ・ ○の実践を確保するまでに相当な期間を要するため、共産される ・ 〈を実施の発性機は、または登域でありの対象を検討して ・ 「大きた」・	●通達「指定本邦航空運送事業者の指定要領(平成12年1月)」において、社内機長初回認定の実績等を審査することにより、社内機長初回認定を受けた者が機長認定を受けた者と同等以上の知識及び能力があると認めた場合には、「国が半数以上の機長初回認定を実		による機長初回認定30人十航空局による機長初回認定30人)の実績については、国と同等の審査が実施できているかどうかの妥当性を判断するために必要な人数として定められたものであ	領」の一部改正を行い対応済み。	日本航 空
一	たない場合には30件)の型式毎の社内機長初回認定の実績とされている。  【要望内容】  ●「国が半数以上の機長初回認定を実施する」という要件の適用が除外されるまで、型式ごとに最低機長昇格者60人以上(事業者による機長初回認定30人)の実績が	В3	る機長(範囲内機長)や社内機長初回認定に係る要件の全体見直しを平成30年度末までに行うことし、その中で現在の運用実績を検証し、必要な検討を行った上で、社内機長初回認定の新たな要件を策定し、平成30年度末までに関連通		
<ul> <li>●訓操報士から初めて機長に昇格しようとする者の社内機長利回認 定を行う意味操縦士は、選連機長等認定・審要要領(平成12年1 月月)により、一定の追加要件を満足する必要があり、訓練要件及び 指名定期審量における政権に関する優性が求められている。一定の 追加要件を満足して必要格が成別に関する優性が表した。一定の 追加要件を満足して必要格が成別に対しては、では、対して、基際機械 土で、割かて、機長等認定・審査要領(平成12年1月)において、査察機械 土で、利指名の要件が定められているが、社内機長が回認定を実施する音解機士に対して、「①訓練要件」「②指名定期審査で「成績良好」と判定されている。 ● 社内機長初回認定を実施する査解機士に対して、「①訓練要件」「②第中等」 「要望の] ● 指名定期審査で「成績良好」と判定されることが求められている。 仮に、社内機長初回認定の実施を認められて参照機士に対して、「①訓練要件」「②第中等」 「要望の] ● 指名定期審査で「成績良好」と判定されることが求められている。 のに、社内機長初回認定の実施を認められた意緊接機士が指名定期審査で「成績良好」と判定されたのた場合には、社内機長初回認定定案が適る資格を失っことになる。更に、一旦資格を失りた、次回成良負子となるため、「主向機を要することになる。更に、一旦資格を失りた、次回成良負子とならため」「主向機」をする要性、人内機長初回認定の実施を認められた意緊接機士が指名定期審査で「成績良好」と判定された認定要することになる。更に、一旦資格を失りた、次回成良負子となるため」「主向機」を対していた。 「優したいのでは、「一般人」と判定は、「一般人」と判定をは、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と判定は、「一般人」と対し、、「一般人」と対し、「一般人」と対し、「一般人」と対し、、「一般人」と対し、「一般人」</li></ul>	べき実績の要件緩和、または「型式ごとの」の記載の削除を検討していただきたい。				
類は見好となったあと(1年後)、条件を具備するために更に時間を要する。  ●そのため、実地訓練や離着陸経験に関する要件の緩和又は省略規定の追加を検討していただきたい。	「現状」 ●副操縦士から初めて機長に昇格しようとする者の社内機長初回認定を行う査察操縦士は、通達「機長等記定・審査要領(平成12年1月)」により、一定の追加要件を満足する必要があり、訓練要件及び指名定期審査における成績に関する要件が求められている。一定の追加要件を満足した査察操縦士は、副操縦士から初めて機長に昇格しようとする者の社内機長初回認定を行うことができる。 ●通達「機長等認定・審査要領(平成12年1月)」において、査察操縦士の指名の要件が定められているが、社内機長初回認定を実施する査察操縦士については追加の要件が定められている。全社内機長初回認定を実施する査察操縦士に対して、「①訓練要件」、「②指名定期審査における成績」に関する要件が定められている。 「要望内容」 【要望①】 ●指名定期審査で「成績良好」と判定されることが求められている。仮に、社内機長初回認定の実施を認められた査察操縦士が指名定期審査で「成績良好」と判定されなかった場合には、社内機長初回認定を実施する資格を失うことになる。更に、一旦資格を失うと、次回成績良好となっために1年間期間を要することになるため、乗員配置計画等に支障を及ぼすことになる。 ●したがって、指名審査に合格してその能力が確認されているため、成績良好と判定された査察操縦士のみが審査可能であるとする要件(機長等認定・審査要領第27条第6項第二号)の削除を検討していただきたい。 【要望②】 ●社内機長初回認定ができる査察操縦士の再指名について、再指名の場合も指名時と同じ条件が必要であるため、再指名に時間を要するとともに、成績良好とならなかった場合の再指名については、成績良好となったあと(1年後)、条件を具備するために更に時間を要するとともに、成績良好とならなかった場合の再指名については、成績良好となったあと(1年後)、条件を具備するために更に時間を要する。		通常の査察操縦士とは異なり、高い審査能力が必要であることから、指名定期審査で常に「成績良好」の判定を維持することを意図したものである。 ●範囲内機長や社内機長初回認定に係る要件の全体見直しを平成30年度末までに行うことから、その中で現在の運用実績を検証した上で、社内機長初回認定を行う査察操縦士に求められる「高い審査能力」に係る要件について、平成30年	を行い対応済み。	日空